

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成27年3月6日(金)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	黒川勝好	副委員長	佐藤茂
	委員	戸谷裕治	委員	水野智見
	委員	山田新太郎	委員	菊地久
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	加藤恒弘	総務部長兼 総務課長	江上文啓
	民生部兼 子育て推進課長	鈴木利彦	高齢介護課長	橋本浩之
	教育長	石垣武雄	教育部兼 教育課長	川合保
	生涯学習課長	伊藤保光		
職務のため出席した者	議長	吉田正昭	議事務局長	松岡英雄
	係長	飯田和泉	書記	服部有規
付託事件	議案第8号	蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について		
	議案第9号	蟹江町希望の丘広場設置及び管理に関する条例の制定について		
	議案第10号	蟹江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について		
	議案第11号	蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について		
	議案第12号	蟹江町行政手続条例の一部改正について		
	議案第13号	蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について		
	議案第14号	特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		

議案第15号	蟹江町特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例の 一部改正について
議案第16号	蟹江町の職員の給与に関する 条例の一部改正について
議案第17号	蟹江町介護保険条例の一部 改正について
議案第19号	蟹江町教育長の給与、勤務 時間その他勤務条件に関する 条例の廃止について
議案第20号	蟹江町保育所における保育に 関する条例の廃止について

○委員長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきました。まことにありがとうございます。

お手元に、議案第13号、議案第16号及び議案第17号の議題の中で請求がありました資料が配付をされておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開催いたします。

本委員会に付託をされております案件は12件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

これより審議に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくよう、よろしくお願いをいたします。

審査に入る前に、お諮りをいたします。

付託案件の審査順序についてであります。

お手元に配付した次第書に記されておりますように、最初に、教育、総務に関する案件、議案第8号、議案第9号、議案第12号から議案第16号及び議案第19号、最後に、民生に関する案件、議案第10号、議案第11号、議案第17号及び議案第20号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、お手元に配付した次第により行いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、議案第8号「蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

特にありません。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、質疑に入りたいと思います。

何かございますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号「蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第9号「蟹江町希望の丘広場設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

ありません。よろしく申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

補足説明はないようですので、質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

この条例について、まず第1点でありますけれども、3ページに施設の使用料金というのが書いてあるわけですが、2、3、4と、その施設の利用の仕方の問題でありますけれども、前回12月にいただいた資料を見まして、例えば、1階は事務所というようなこと、2階にシャワーのお金を書いてあるわけですが、シャワー1基1回につき100円とあるのですが、このシャワーというのは、どういう人がどんなところでお使いになるのかなと、男性でシャワーが4つかな、女性のも4つぐらい、更衣室も男子と女子の更衣室があるわけですが、どういう人がどのような形でお使いになるのかな、それが1つです。

それから、2つ目には、マルチスペースという形で、ここもお値段が出ておるのですが、このスペースを使われるようなのは、一体どういうような方々が何を目的に使われるのかな。それからまた、前にありましたようにフリースペースというのがあるわけですが、こういう部屋は誰がどう使われるのか、その辺のところは、ちょっとまだ理解ができないまま、使用料金だけはこういうふうに来ておるわけですね。

もう一つは、バーベキュー設備、1基1日につき300円、10基1日につき、10基とも

お借りになっちゃうと3,000円と、こういうふうに記載しておるわけです。このバーベキューや何かの時間帯はこういうふうに書いてあるのですが、どうなのと、時間というのは、朝早くから夜の最後9時半まで使うのかどうか、シャワーだとか、バーベキューだとか、この辺がちょっと理解ができませんので、一応この条例ができますと、こういう形で進んでいきますが、ちょっとわかりづらいのですよ。

まず第一に、1階から4階までの利用と、どんなような形で皆さんが利用するのか、それを計算して利用料金はこういう形で出てきたのかな。時間帯や何か、これ体育館と同じような感じで、9時から12時で一週区切って、午後12時から1時まで、その次は1時から5時まで、5時から6時、これ1時間ですね、それから6時から9時30分、これ時間の取り方、それと、利用者の中身、どんなようなことを想定をされておられるのか、ちょっとその辺についてお尋ねをまずしたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のございました2階シャワーの利用についてでございますけれども、2階のシャワーにつきましては、愛知大学のほうがもう現にグラウンドのほうを使っておみえになります。そういった方々もシャワーとして使っていただけたらなというところと、あと、バーベキューにお見えになった方あたりのところもシャワーとして使っていただければというふうに思っておりますので、そのシャワー4基ございまして、1基3分100円というふうで設定をさせていただいております。それと、更衣室がございまして、更衣室の奥にシャワールームということで、ユニットのシャワーが4基設置してございます。

続きまして、3階のマルチスペースでございますが、そちらのほうは、床のほうが板張りになっておりまして、正面に姿見、4.8メートルの大きな鏡がついております。それと、そのところに手すりがついておりますので、例えば、ダンスをやられるだとか、ヨガをやられるだとかいったところでのご利用というふうに思っていますし、また、会議室としてもご利用いただけるということで、机、椅子等も配備をさせていただいております。

続きまして、1階のフリースペースでございますが、こちらのほうは、どなたでも入っていただき、休憩をしていただける団らん場として活用いただければなというふうに思っております。こちらのほうは、町民の方々、バーベキューに見えた方、また、愛知大学でグラウンドを利用された方といったところで、どなたでもご自由に使っていただけるという形のフリースペースというふうに考えております。

また、バーベキューの1基300円でございますが、こちらは炉つき、炉なしというものが5つずつ配備をされておりまして、この使用料につきましては、近隣の大高緑地だとかいったところの金額も参考にしながら設定をさせていただきました。それで、占用につきましては、例えば8基を使いたいという方でも、自分たち占用で使いたいわというようなケースがあるかと思っておりますので、占用の10基で使っていただけるというところで3,000円、10基と

も使っていただくということで、そのような設定にさせていただきました。

それとあと、利用時間の区分でございますが、こちらの午前、午後1、午後2、午後3、夜間というふうな利用区分になっておりますが、こちらのほうは、蟹江の中央公民館と分館のほうの利用区分に合わせさせていただいております。金額につきましても、中央公民館、分館あたりの部屋の単価が、同規模程度の広さの部屋というところで設定をさせていただいたものが、会議室101につきましては、時間420円ですので、午前ですと3時間ございますので、その3倍ということで1,260円という設定になっておりますし、マルチスペース301につきましては、1時間が840円というところで、それに見合った利用時間というところでの金額設定とさせていただきました。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

時間の区切りですけれども、午前だと3時間になっていますが、1時間でもいいわけですか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

いえ、3時間単位でお貸しをします。

○委員 菊地 久君

これからの利用の問題はまたそれとしまして、このシャワー室なんですが、ワンコインで、これシャワーは温水も出るのですね。水と両方になっているみたいですね。

それから、子供が来たときに、子供はどうなるのかなと、子供も値段は一緒だね、大勢で子供いっぱいに入れるかどうか、スペースはわからないけれども、お母さんが子供を連れてくるときもあったりするのですが、それだけのこれシャワー室はスペースあるのだね、使いやすくなっているのだね、よくわからないのだけれども、体育館にあるんだわね、ほとんど使っておらん、余り使う人はいない、体育館は見ておると。何となくこういうのは、今は一般の人よりも、野球をやったり、テニスをやっている愛大の生徒さん、あの人たちはここが終わるでしょう、やった後、それでとんとんと来るでしょう、1階でなくて、とんとんと2階へ上がって行って、ロッカーはただかどうかは知らんよ、ロッカーへ入れて、裸になって、100円入れてシャワーをやるわけね。こういうスタイルなのね。みんな自由に、管理室を通るだとか何だということではないんですね、シャワー室は、そういうシステムになっているわけですね。

それと、バーベキューの関係なんですが、時間の問題ですが、区切りで朝9時から夜中の9時だか9時半ではないんですか。大体どういう利用を考えられておるのか。

それと、もう一つは、みんな同じ扱いなのか、例えば、町の行事でやる場合、子供会がやる場合とか、町内会がやるような場合に申し込んだときには、これは町の減免対象になるか、無料になるのか、それはどういう扱いになるのかなと、時間的な制限などがあるのかないの

か、その辺はどんなふうに考えているの。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ロッカーでございますけれども、ロッカーにつきましては無料のロッカーです。100円を入れて、リターンで返ってくるようなロッカーを用意させていただいております。

それで、シャワーにつきましては約半畳ぐらい、中央の体育館でもありますが、半畳ぐらいのもののユニットのシャワーを4基という形で今設置をさせていただいております。

それと、バーベキューの利用時間でございますけれども、あちらのほうは9時から夜の9時半までのオープンになっておりますけれども、バーベキューにつきましては、朝の9時から夕方5時ごろまでというふうで、5時には終わっていただくというふうなことでは思っております。また、これは先々、利用者の方々の要望も聞きながらやっていきたいというふうに思っております。

あと、減免でございますけれども、こちらのほうは条例に合わせた形で減免規則をつくらせていただきます。ですので、体育館、公民館あたりのところの減免規則に沿った形でやらせていただきますので、例えば、町のイベントでありますとか、共催だとかいったところにつきましては当然減免がききますし、バーベキュー場につきましては、受益者の方には、それ相応の負担をしていただくというふうには思っております。

以上です。

○委員 菊地 久君

名前、いつどこで私、決まったのかよくわからないのですが、希望の丘広場という名称は、誰かに聞かれたときに、希望の丘広場というのは、旧蟹高跡地、みんな旧蟹高跡地で一番今は通っちゃっているわけ、新たに希望の丘広場、広場でしょう、建物が関係ないみたいな印象なので、これどこでどういうふうに決まったのか、私も覚えがないのですが、大体印象としては、希望の丘広場は広場だよと、あの建物は何なのということになりはしないかなと思いますが、あれは旧蟹高の跡地だがね、蟹高の校舎の後だがねというのが印象が物すごい強いんですよ。希望の丘広場というのができまして、広場で使うのでしょうか、そうするとあの建物は何なの。

これどこでこういうふうに決まったか、私もちょっと上の空で聞いておったかもしれせんけれども、こうやって発足して出ていくと、みんなに話をすると、広場は広場だね、あの建物は何だねという話になって、これ伝わっていくまではやっぱり時間が食うのかなと思いますが、どういう形で皆さんに周知できるのかなと。どのような人たちがこれから利用されるか、よくわかりませんが、あの建物の使い方として、今、この前に出ておりましたけれども、何かせつかく印象づけたいと思いますのは、やっぱり高校の後、校舎が1棟残っていますので、やっぱり学校教育というイメージが強いものですから、卒業生や何かにしてもそうですが、教室を残してもらってありがたいと、非常に印象はいいので、1棟でもある

と、あとの校舎の使い方がどうなのといったときに、考えてもらいたいと思いますが、今の高齢化対策の一環として、高齢者の学習というか、研修だとか、何かそういう意欲のある人たちが来てもらって、高齢者対策とか、大学校、私は労働大学校というのをつくって、昔、労働者のそういうのをやったことがあるんですよ。一応、大学という名前を使ってはダメ、大学校とやれば幾らでもできるものですから、そんなような形で講座を開くだとか、1年間授業を受けると、その卒業証書みたいのを出すんですわ、大学校卒で。

だから、今、あちこちで集まっておみえになるのは、高齢者を見ますと、大体10人集まりますと8人が女性です。なばなの里へ、私、しょっちゅう会議などで行きますけれども、大体行ってみると、高齢者の方がお見えなのと、10人おると8人が女性、2人が男性、これは町のいろいろな行事をやったり、今やっておみえになっても女性がほとんどですよ。いろんな、体操やいろいろなことをやっても、だから、いかにして男性も引っ張り出せるか。

それから、男性の中の出番というのが非常に少ないんですよ。シルバーセンターへ行っても、お仕事をやると大体肉体労働です。木の剪定の講習、一宮職業安定所へ行っても、講習を受けて、木の剪定、値段がいいのですけれども、あと、花をやったり、草刈りやったり、そうすると限定されちゃって、私は会社でこういうことをやっておったけれども、知識が生かされないし、行くと、おいこらでばかにされちゃうから嫌よと、会社におると管理職をやったりしておると、部下を使っておったという印象が強いものですから、使われるのが物すごい嫌がって来ないんです。だから、家の中で閉じこもっちゃって、痴呆老人になるという確率が高いそうです。

だから、いかにその人の能力や、今までの知識を生かせるようなものは何かないかなと、男性をいかに外へ引っ張り出すかと、ダンスや何かも、社交ダンスをやっておる人もやっぱり女性が多いわけですが、ここのところで鏡を見ながらやると恥ずかしいもんね、自分の姿を見ると思うと恥ずかしいと思いますが、そういう出やすい環境や、そういう何か考えていただいて、この使い方をやっぱりきちんとしないと、愛大の本当にぴちぴちした生徒さんの空気が、ここへ来ると伝わると思うんです。今も行くと、野球をやったり、テニスをやったりして、声もよく出ていますし、感じがいいんですよ。ああいう勢いが伝わってこられるような、この建物や周辺環境になろうかと思しますので、もう少し使い方というか、これはどこが担当されるかわかりませんが、お年寄りが出てきて、一緒に遊んで勉強をして、講師になれるようなぐらいの人がいっぱいおるんですよ、人材が、人材の活用というのをしないといけないと思いますので、一番人材活用にはもってこいのところになりはしないかなと思っていますので、条例の中身やいろいろなことについては、今までありますけれども、せっかくこれだけのことをやりますので、ぜひそのことについてもひとつ考え方をまとめて、できる方向で、何かできる方向を考えていただきたいなと思いますが、これは要望でございますが、もしそのことについて、町長は何かお考えがあればお聞かせを願うとあり

がたいのですが。

○町長 横江淳一君

今、条例等々、提出をさせていただきましたが、使用料も含めて、まさに菊地委員がおっしゃるとおりでありまして、せっかく皆さんの貴重な税金を使わせていただきましたので、ましてや、旧蟹江高校の卒業生の皆様方にも多額な、実は浄財をご寄附いただいております。そういう意味で、教育の現場であったということをしっかり残しつつ、これからやっていかなければいけないのも一つ重要なポイントだと思っています。

そんな中で、まず1つは会議室、これも自由に使っていただければいいですし、それから、このことにつきましても、蟹江町の例えば行事をやった場合、蟹江町と行事を一緒にやっていただける場合、協働していろいろなことをやっていただける場合につきましては、当然減免制度も活用させていただきますし、町といたしましても、積極的に町民の皆さんに使っていただくべく施策を講じていきたいというふうに考えております。

それから、マルチスペースにつきましては、先ほどちょっと、一度見ていただくとわかりますけれども、板張りで姿鏡があるようになっていますが、これは今必須になっておりますダンスを、今学校で教えておりますが、それを持ち出してそこでやっていっても、それも教育委員会との話し合いをこれからやっていかなければいけない、4月1日から新たな教育委員会制度もスタートいたしますので、そこで総合会議でもって多分、話をされる中身のソフトの中に入っているというふうに思います。

使用料につきましては、先ほどから申し上げましたとおり、応分な受益者負担をいただく考えはありますが、先ほど言いましたように、町と協働でまちづくりをしていただく、施策をしていただくということになりますと、当然それはその限りではございませんし、蟹江町としてもそこはしっかり考えていきたいというふうに考えてございます。

また、希望の丘広場というのは、まさに蟹江高校跡地というのを残しつつ、希望がある、蟹江町にとって、緊急時には避難所にもなりますし、実際そのシャワーも、避難をされた方の汗流しにもなりますし、憩いの場所にもなるということで、かねてつくらせていただいたこともございます。

また、ご指摘のございました愛知大学につきましても、愛知大学の学生とスペースを共有しながら融和を保って、元気なまちづくり、元気なまち蟹江を目指していきたいというふうに考えておりますので、また議員各位にはいろいろ案がございましたら、またお示しをいただけるとありがたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

ほかにごございますか。

○委員 戸谷裕治君

バーベキューコーナーですよね、これを使用する場合の年齢、誰でも、小学生から誰でも

町民の方であったらというように、これでは理解できるもので、そういうときに何か、小学生の団体だけでいいのか、中学生の団体だけでいいのか等々のことが、何か一文入っていないと、誰でもよくて、何かがあった場合はどうするのかなどというようなことが出てくるもので、何か入っています、年齢的なこととかは。

○生涯学習課長 伊藤保光君

年齢制限でございますが、特に字句としてはうたってはございませんが、体育館あたりでも、高校生だとか、未成年の方が申請に見える場合がございます。そうしたところにつきましては、成人者が責任者となって申請をしていただくというようなことで、窓口のほうでやらせていただいておりますので、こちらの希望の丘広場のバーベキューにつきましても、当然成人の方が責任者になっていただいて、やっていただくというふうな運営をしていきたいと思っております。

○委員 戸谷裕治君

今おっしゃった成人者ということを対象にしなくても別にいいと思うんですけども、高校生ぐらいになると。

（「いや、そうはいかんでしょう」の声あり）

いかんの。どういうぐあいに、中学生が何かしたいというときは、選挙権でも何でもそうだけれども、今度18歳になるとか言っている時代に、成人者がつかないといけないとかいうことも、それもどういうぐあいに考えていくのかなと思って。規約で載せるのだったら、そこは一文載せてもらって、申し込みの段階でこうですよということのほうの方がわかりやすい。

○生涯学習課長 伊藤保光君

使用料が発生しておりますので、今、戸谷委員がおっしゃるとおり、18歳以上の方ぐらいのところでは認めていきたいなとは思いますが、成人者というのは二十ではなしに、18歳以上というところぐらいでやっていきたいというふうには思いますが。

○委員 戸谷裕治君

もう1個だけいいですか。

今、使用料のことをお話しされましたけれども、中学を卒業すると働いてもいいもので、世間では社会人と認められる子供たちもいるもので、働いて、そこ子たちは使用料は払えるもので、だけれども、その中で蟹江町の規約としてはどうするかということは書いておいてもらうほうがいいかなと。そうしないと、あなたたちも案外もめる場が多くなる場合があるかなという、ちょっと危惧をいたしましたもので。

○生涯学習課長 伊藤保光君

第10条のところには損害賠償というものがございまして、当然、賠償責任というところになってきますと、例えば、備品だとかを壊した場合に賠償責任ということが発生してきますので、18歳未満の方につきましては、そういったところはちょっと難しいのではないかなとい

うふうに思いますので、18歳以上というふうに考えております。

○委員 戸谷裕治君

それは、世間の話として、中学を卒業したら働いてもいいのだから、別にその金銭的なこととはいうことはできるもので、だけれども、規定としてどこで決めてもらうかは、蟹江町さんの、行政のほうでちょっと考えて決めてもらったらいいもので、何かあったほうが。

○委員 菊地 久君

これは、決めたときのあれは、第4条の利用許可というところで、貸付条件として、こういう申し込み用紙があって、そこにやるんだよ。ちょっと今の答弁ではだめよ、あくまでもこれはそうふうになっている。

○教育長 石垣武雄君

今おっしゃるとおりで、これはまず大きなものを決めていただいて、これを受けて運用というんですか、そういうものは教育委員会のほうで決めていきたいので、今のご意見も受けながら考えていきたいというふうに思っています。

○委員 戸谷裕治君

ちょっと危惧したもので。

○教育長 石垣武雄君

ありがとうございました。

○委員 水野智見君

希望の丘広場ということで、今は大学生がグラウンド等を使ってみえたり、あと、先ほど質問がありました施設等の利用のことについての使用料等が書いてあるのですけれども、3ページのところに、希望の丘広場を利用する者は入場料またはそれに類するものというふうに書いてあるのですけれども、この入場料というのはどういうものかなということ。

あと、そういう施設、バーベキューを含めたグラウンド等を使わない人は、施設の中に入ることができないのかということも、というのは、希望の丘があって、芝生が張られるということで、散歩じゃないですけれども、ちょっとした運動とかを含めたことで使用するということは可能かということも含めてお聞きしたいのですけれども。

○生涯学習課長 伊藤保光君

3ページの入場料のことですけれども、これは、例えば、営利企業あたりが入場料をとって施設を使われるというような場合を想定しております。

それと、今言われました希望の丘広場の管理棟につきましては、どなたでも自由に出入りできるということと、芝生広場につきましてもご自由に入っただけというふうな形でやっていきたいと思っております。

○委員 水野智見君

そうすると、例えばこの広場を、一企業が、何か会社等のイベントとか何かで使った場合

に入場料という項目でいただくということですか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

広場につきましては使用料はございませんので、企業がそちらのほうでレクリエーション等をやられるに関しましては全然使用料はかかってきません。この入場料というのは、施設の中、3階の部屋だとか、1階の会議室だとかいったところで入場料を徴収をしてやられるイベントというふうなことでございます。

○委員長 黒川勝好君

ほかにございますか。

○委員 山田新太郎君

将来的なことですけれども、僕は、蟹江高校跡地を貸すとか、野球のグラウンドなどができて、跡地の校舎ができるというようなことを聞いたときに、一番初めに頭に浮かんだのがやっぱり子供たちです。例えば、今、少年の野球が人数が減ってしまって、前は須西小学校の子供たちだけで少年野球、6年生以下のチームが至っていたんです。ところが、人数が減ってしまって、今は学戸も同じなので、学戸と須西が合併して、高学年だけ、1チームつくというのが現状なんですよ。

そういうことを踏まえたときに、僕は、あそこでバーベキューをやりながら1泊して、愛知大学のことはちょっと抜きにしまして、例えば、野球の練習をあの野球場を使ってやると、和睦も生まれるし、技術の向上にもなるし、非常にいいなと、そういうことをこの案が出たときに思っていたんですよ。

だから、今は今のままでいいですので、使い始めたときに、親御さんたちが一遍合宿やるといいねと、やりたいわけですよ、皆さん、親しくなれるし、ここはたまたまバーベキューセットがありますので、晩御飯をそこでわあわあやりながらやって、練習した後にやって、1泊して、明るく日はパンフレットで、そういうようなことがやれるといいなと僕が勝手に思っていたことなんです。

だから、将来的なこと結構ですので、そういうふうな要望が出た場合に、野球に限らないわけですよ、例えば、吹奏楽部が、蟹中があつて、蟹北中がある、それで交流しましょうと、今言ったように1泊すると親近感が全然違ってきますので、だから、将来確実に学校もどんどん減少していきますので、だから、そういうようなことも頭に置いて、泊まれば、別に貸し布団は2,500円なので、それだけ負担していただければ泊まれますので、こちらが布団を用意するとかそんなことを考えなくていいので、将来的には、小学生、中学生があそこで1泊して、何かをやれるようなことも頭に置いていただきたいなと思っております。教育長の答弁を、別に表に出す必要は何もないですよ。そういうふうなことが起きてきたときに、対応するんだという気持ちだけ持っていたいただければ。

もう一つ、僕は、芝生のことで、すぐイコール、グラウンドゴルフということが思いつい

たので、グラウンドゴルフを例えばやるにしたときに、お金はどんなものですか、あの芝生、やるとしてもそれは平日に限りますよ、土日はほかの方が見えますので、それは当然優先していただいて、平日は子供たちもそう来ないと、夏休みは別ですよ。とにかく子供たちが来るような時間帯は、当然グラウンドゴルフをやるという名目伴わなくて結構ですけれども、学校があるようなところはグラウンドゴルフをやるには非常に適しているわけですよ。だから、そのときに使用料なんかはどのようになるのでしょうか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

芝生広場につきましては、今張っております、7月ごろまでちょっと養生期間を置かせていただくということでやっております。

それで、この芝生広場につきましては、グラウンドゴルフをやられるにしましても、占用という形では使ってはいただけないと思いますが、ほかの方にご迷惑のならない程度で、本来ですと、8ホールをつくるわけですけれども、2ホール、3ホールだとかいったところでやっていただければ十分使っていただけるのではないかなと、使用料につきましては一切いただくことはございません。

○委員 山田新太郎君

確認ですけれども、グラウンドゴルフのホールというか、それは例えば、須西の場合は、ちゃんと1バックの中に1個でも設備が入りますので、それで乗用車1台で乗せていかれますから、そこで自分たちでホールをつくってプレーをした場合に、無料でいいですか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

はい。

○委員 山田新太郎君

ありがとうございます。

○委員長 黒川勝好君

今、いろいろと委員の方から要望が出ましたものですから、十分その要望を踏まえて、またやっていていただきたいというふうに思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

○教育長 石垣武雄君

先ほどの野球とか合宿の件ですが、基本的には、これ9時から9時半ということを考えておりますので、それをまずベースでやりながら、あと許可要件もありますけれども、それはそれでご意見としていただきながら検討していきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員 山田新太郎君

あくまでもこれでスタートしていただければいいので、ただ、施設がありますから、あるいは藤田先生、あっちのほうでみんなで1泊できたでしょう。だから、これがあれば1泊で

きるわけ、可能性としては、だから、そのようなことを視野に入れて、要望があったときに対応できるようにしていただきますという、あくまでも将来的に要望がたくさん出てくれば、夜間も可能にして、1泊も可能に、限定してですよ、そのような広い、やわらかい頭でいてくださいねということです。

○委員長 黒川勝好君

それは要望ですので、またこれから幅広く考えていただければと思います。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の方のご発言をお伺いをいたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号「蟹江町希望の丘広場設置及び管理に関する条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第12号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明は終わらせていただきまして、補足説明につきましてはございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようです。

それでは、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可をいたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第13号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

ただいま議案第13号でございますが、補足資料を提出させていただいてございます。これにつきまして、次長のほうから説明を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

お願いをいたします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

今回、補足資料を提出させていただきましたのは、教育委員からの助言等もございまして、人事院規則の改正についてはなかなかわかりづらいということで、私なりに説明資料のほうをつくらせていただきましたので、この説明資料に沿って説明をさせていただきたいと思っております。

では、お手元の資料をごらんください。

平成27年3月議会、議案第13号補足資料。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてということで。

この条例は、人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の国家公務員の給与制度の改正に準じ、期末手当の支給月数の見直しを行うものですということで、今回、題名のとおり2つの条例について一括で上げさせていただいたものでございます。内容といたしましては全く同じ内容でございますので、1つの条例で提出させていただいたものでございます。

改正内容でございます。

議会議員及び特別職に関する条例の一部改正ということで、議会議員及び特別職の期末手当の6月期及び12月期の支給月数の見直しを行うものでございます。

表のように、平成26年のまず支給月数を見ていただきますと、6月期に1.4月、12月に1.7月でございました。これを今回、平成27年度から支給の月数を、6月期を1.475月、12月を1.625月ということで、いずれも合わせまして3.1月ということで、年間の支給月数としては従来どおりで、12月に一括で昨年条例改正させていただいて合わせたものを、今回、6月と12月にもう一度振り直したという形で今回提案させていただいたものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日を予定しておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長 黒川勝好君

ただいま補足説明が終わりました。

質疑はございますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可をいたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第14号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

特にありません。お願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

経過措置として、今の教育長がお見えの間はそのままの体制でいかれるということなのですけれども、その後は、人数減とかは、例えば、教育委員会の人数とかは変わらないということに進まれていくのですか。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

人数について変更はございません。今のままでということになります。新制度になって教育長が新たに選出された場合、教育委員が4名になって5名ということになります。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

○委員長 黒川勝好君

他にございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明が済んでおります。補足説明はございますか。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおります。補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

ご提出させていただいております補足資料に基づきまして、次長のほうから資料説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

それでは、補足資料に沿って説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

平成27年3月議会、議案第16号補足資料ということで、蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について。

この条例は、人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の国家公務員の給与制度の改正に準じ、地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額の段階的な引き上げ、管理職職員特別勤務手当の支給内容及び勤勉手当の支給月数の見直し並びに給料表の改定を行うものでございます。改正内容でございます。

まず、1点目でございます。

職員の給与に関する条例の一部改正ということで、給料と地域手当の配分を見直し、地域手当の支給割合を平成27年度4%、現行は3%でございます、とし、段階的に6%まで引き上げるものでございます。

次に、2番目といたしまして、単身赴任手当の基礎額を3万円、現行は2万3,000円でございます、に加算額の上限を7万円、現行は4万5,000円でございます、に段階的に引き上げるものでございます。

次に、3番目でございます。

災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜に勤務した場合に対して、管理職員特別勤務手当の見直しを行うものでございます。

続きまして、4番目でございます。

職員の勤勉手当の6月期及び12月期の支給月数の見直しを行うものでございます。

これは、先ほど説明させていただきましたが、議員さんとか特別職の方の月数と同じでして、年間の勤勉手当の月数は1.5月ということで変更はございませんが、昨年度の条例改正で、12月期に一括して増額した分を、6月期と12月期に分けさせていただくものでございます。

次に、5番目でございます。

55歳を超える行政職給料表（一）、6級以上の職員に対する給料月額1.5%減額支給等の期間を、平成30年3月31日までとするもの。

次に、6番目でございます。

給料表の給料月額について、初任給及び若年層の給料月額は据え置きし、平均2%引き下げるものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

1枚はねていただきまして、3でございます、経過措置等というところでございます。

1、職務の級を異にして異動した職員の号給調整の規定を定めるものでございます。

2としまして、新給料表の給料月額が切りかえ日前日、平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給するもの。

3としまして、地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額の引き上げは、平成27年度から段階的に実施し、平成30年4月1日までに完成するものでございます。

4としまして、この条例の施行に関し必要な事項については、規則への委任を定めるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

ただいま補足説明がございました。

これより質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

ちょっと私が勘違いしておるといけませんので、お尋ねしておきたいと思いますが、きょうの改正内容の1の地域手当なんですけれども、地域手当というのはどういう形で地域手当なのかなど。それで、どういう人が該当をしておるのかな。それから、単身赴任手当というのは、蟹江町で単身赴任手当というのはどんなものか、ちょっと余りぴんと来ませんので、まず、この2つについて、ちょっと教えてください。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

まず、地域手当につきましては、これは国のほうから、民間企業とかの給与差を地域手当によって埋めてくださいということで、蟹江町の場合ですと、従来までは3%の地域手当であったんですけれども、今回、給料表を平均2%引き下げさせていただく関係で、地域手当3%から段階的に6%まで引き上げていきますという考え方なんです。対象者は蟹江町の職員全員でございます。

○委員 菊地 久君

職員全員が地域手当を何でもらえるのかな。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

それは今ご説明いたしました。地域の民間給与との差額を解消するために、地域手当という形で支給をされていると考えております。

それから、もう1点でございます、単身赴任手当は、これは確かに条例上は制定されておるんですけれども、蟹江町で単身赴任手当をいただいている者は一人もおりません。というのは、勤務地と本人の居住地が60キロ以上離れている者という条件があるんです。そういった条件に該当する方というのは、職員では多分みえないと思いますので、それで、なおかつ単身でみえる方ということですので、蟹江町の職員でそういう単身赴任手当を支給されている方は一人もおみえになりません。

以上でございます。

○委員 菊地 久君

それで、この地域手当の、これは平成27年度は4%、現行は半分ですが、段階的に6%まで引き上げていきましょと、それで、民間との関係でという話が出たんですけれども、これは6%まで引き上げるというのは、毎年ずつでやっていくのか、例えば、1年でも一気に、

来年なら来年で一気に6%にしてしまうのか。

それから、公務員の人事院勧告が出るのは、人勧は、民間との給与等の差を見ながら、人事院勧告というので給与が決まってくるわけです。何でこの地域手当でまた補正をするのかなと、ちょっとこの辺のところの理解ができないのですけれども、何でかな。これを例えば6%にしたときに、一体どのぐらいのお金が要るのかな、人件費増になるのかなと、それは計算されればおわかりですけれども、これは基本給に掛ける6%なのか、基本給が高いとパーセントでいくと収入はふえるんですよ。だから、その辺はどうなのか。

もう一つは、再雇用の人たち、そういう人たちも同じようにおやりになられるやつだったのかなと、それをちょっとお尋ねしたいのですが。

○総務部長 加藤恒弘君

地域手当の関係で、少しお話をさせていただきたいと思います。

これは、平成18年度に、実は50年来の給与改正がございました。この給与改正は、国が行った内容は、国は原資が一緒の中で、それでまず給与と地域手当という形で分けることにいたしました。その中で、給与は基本的に北海道、そして青森、東北、あそこを100として全て給与を一律にいたしました。ですから、東京もみんな、給与は国家公務員給与をそのときに下げた形になります。それで、地域の格差をもとに、原資とありましたものを振り分けたというのが実際の考え方です。

ですから、北海道とかそちらのほうはゼロ%、そして、東京でありますと18%だったと思いますけれども、そういった形でそれぞれ振り分けました。名古屋市12%、一番高い日進市が15%とか、そういうふうに分け、蟹江町につきましては、そのときに実は3%という数値、これは実際に市でございまして、センサスがございまして、労働センサスによって、そのセンサスから何%ということを決めてまいります。ところが、町でありますとそのセンサスがございませんので、労働人口センサスがありませんので、それに負担した形で、名古屋市への通勤者の関係とか、そういう数値でもって国が出てきたものが、ここは3%でございました。ちなみに、飛島村はゼロとかいう形で出ております。これが22年に確定するということで、私どもも、それまでありました8%の調整手当を落としまして、3%という形で進めて、国に合わせるという状況をつくってまいりました。

ところが、この26年度のこの改正によりまして、実は、給与を平準化するということが出てまいりました。ですから、若い世代の給与は、40代までは、はっきり言いまして右肩上がりというか、今の現状よりも少し上がっていく速度が高く、それを超えますと、だんだん平準化で真っすぐになっておると、少しずつ低くなっていくという、こういう給与改定をした中で、その調整として出てまいりましたのが、調整手当の部分も見直しはかけ、国がまた同じように、蟹江町につきましては6%、先ほど言いました給与については平均2%ダウンするということで、本給は下げます、ところが、調整であります地域手当について、その分

の補足をいたしますということで変更がされました。

これについては、いろいろな趣旨がございまして、給与を基準とする年金だとか、退職手当、これが今、方向性としましては上がらずに下がっていくとか、平準化されるというようなこともございます。これをもとにしたところの考え方と、現実の給与全体の部分の考え方を踏まえて、今、こういう手続がされたということでございます。

ですから、地域手当というのは、地方格差といっても、基準を東北のほうに持って行って、そこからどれぐらい違うかということから国の算定が出ておりますので、そして、もう一つ、給料というのは、よくご存じのように、今は50名以上の企業を抽出いたしまして、その地元企業と公務員との関係で人事院勧告をして、その給料の是正を図るというような、そういう制度になってございますので、少し私どもの次長の言葉が正しかったのですけれども、説明の部分で、前段が申しわけございません、抜けておりましたので、私のほうからそういった内容をご説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員 菊地 久君

いいか悪いかは別にして、民間の給与がベースアップで、トヨタ6,000円、また、製造業で8,000円だ、9,000円だ、強気の賃金上昇という方向が生まれてくると思う、来るか来ないかはわからないけれども。来年だか再来年で、こういう全体の賃上げがふえてきたときに、人事院勧告がどういうふうにするかわかりませんが、この地域手当というのが、今のところ6%というのが、例えば前のように8%ぐらいに戻したいという方向になるのか、その地域、例えば、町村、大治だとか、市は今回の条例改正で何%、蟹江も全く一緒なのか、他の町村、村はどっちでもいいのですが、町、大治とか、今言った愛西市だとか、ここは何%ぐらい、やっぱりこのような数値で出されておりますか、ランクがちょっと上なのか、市のほうが。

○総務部長 加藤恒弘君

申しわけありません。まず、1つ私、先ほどの前の質問で、パーセンテージがどういうふうになるのか、27年が4%、28年が5%、29年が6%という段階ということで1年ごとでございまして。まず1つお答えが足りませんでしたので、まずそれを、申しわけありません。

それとあと、各このあたりというのは、基本的には国のセンサスでありまして6%で決まっております。みんな一緒でございます。1つだけ、お隣の名古屋市とかございますが、人事院を持っておりまして、市の人事院がありまして、そこで検討されるというところもございまして。それはそこで権限がございまして、行われますけれども、一般の市町村については、国準拠という形で、国が出ております給料表と国の出しておりますこのパーセンテージ、こちらに従うというのが人事院勧告指針に基づいた給与の是正といえますか、給与改正の趣旨でございまして、今のところは全て同じような形で進むこととなります。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

先日も、名古屋市で問題になっていましたよね、給料の、名古屋市長が給料の人事院勧告を、ちょっとこれだということで、若手には厚くするけれども、この年齢からはだめだよとかいうようなことがあったのですけれども、蟹江町の場合は、そういうことは何も、今町長はお考えになっていないということですね。

○町長 横江淳一君

今、担当がお話しさせていただきましたが、県の町村会で、実はこの地域手当の問題について、ちょっと実は激論がございました。といいますのは、名古屋市は独自の人事院勧告を持っております。

ご存じだと思いますが、ここ数年来、人事院勧告によらない給与の引き下げというのが実はあったわけでありまして。それは何だということ、交付金の問題だとか、我々、地方交付税、交付金をいただいているわけでありまして、それによって、かつては蟹江町は平成22年まで8%だったんです。段階的に3年間で3%まで下げろということで、非常に厳しい状況だったのですが、蟹江町も組合がございまして、自治労が、商談をして、8%、8%、3%ということで下げました。この辺では飛島村がゼロということでありましたが、ほとんど3%であります。

県の一部事務組合、共済組合、退職組合を含めると、全て12%から段階的に15%に上げるという、そういう方法をとっておりますし、菊地委員が議長さんをやっておみえになります環境事務組合も、同じ条例をこの前可決をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、河村市長のような手法はとるつもりはございません。給料は平均2%下がっておりますので、それについては地域手当で何とか調整をしていただきたい。人事院勧告が、また上向きの状況になれば、またそれはそれとして皆さんにご相談を差し上げたいということでございます。

以上です。

○委員長 黒川勝好君

他にございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第19号「蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案説明が済んでおりますが、補足説明はございますか。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

補足説明はありません。よろしく申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号「蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について」は原案のとおり決定をいたしました。

○委員長 黒川勝好君

ここで、教育長、総務部長、総務部次長、教育部次長、生涯学習課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前10時03分)

○委員長 黒川勝好君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時04分)

○委員長 黒川勝好君

続きまして、議案第10号「蟹江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号「蟹江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第11号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第17号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおります。補足説明を。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

補足説明はございませんが、本会議場において中村議員から資料請求がございました。お手元に、3月議会議案第17号請求資料ということでお示しをしてありますので、高齢介護課

長、橋本のほうから説明をさせていただきます。

○高齢介護課長 橋本浩之君

1 ページ目をごらんください。

こちらのほうは、介護保険第1号被保険者数の年度別の状況でございます。

第1号被保険者というものでございますが、65歳以上の人の人数でございます。

次ページ、2ページをお願いいたします。

こちらのほうは、介護保険要支援・要介護認定者数の年度別の実績でございます。一応、実績でございますので、1ページ、2ページとも25年度の3月31日現在でつくらせていただいております。

3ページをごらんください。

こちらのほうは、第1号被保険者、65歳以上の方の1人当たりの年の負担額でございます。こちらのほうの算式につきましては、介護保険の給付費、プラス地域支援事業費に対する、第1号被保険者数で除した年間の数を上げさせていただきました。

4ページをごらんください。

こちらのほうは、認定者数は先ほどお示しをしましたが、その中でサービスを受給していない方も見えますので、未受給者という形で上げさせていただきました。25年度につきましては、サービス受給率が76.7%となっております。

以上で、請求資料の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

請求資料の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 戸谷裕治君

1つだけ、これ25年度までの実績ということで出ているのですけれども、これからの例えば最低でも5年ぐらい先まで、どういう見込みでいくのだらうとか、そういうことが案外わかるとよかったかなと思ったりして。やっぱり実績だけで見ますと、右肩上がりで見ているなという感じですが、何年ぐらいたつとこれは落ちつくんだよとか、15年たつと落ちつくんだよという、何かシミュレーションみたいなものもあってよかったかなと思いますけれども、要望ですから、以上です。

○委員長 黒川勝好君

何か出ておれば、推計か、あったら。

○高齢介護課長 橋本浩之君

厚生労働省のワークシートで計算をいたします。25年度の実績を今回お示しをしました。26年の10月1日現在で、その数字をかためまして、厚生労働省のワークシートを使いまして、この3年間、27、28、29で1号被保険者数の数を2万7,084と見込みました、29年度まで、

ごめんなさい、29年時点で9,124、申しわけないです。

その1号被保険者の人数と、それからサービス料を見込みまして、今回5,100円の単価をお出しをした形になっております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

ほかにございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第20号「蟹江町保育所における保育に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

補足説明はございません、よろしく願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号「蟹江町保育所における保育に関する条例の廃止について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成につきましては私にご一任を願います。
これで、総務民生常任委員会を閉会をさせていただきます。
どうもご苦労さまでございました。

(午前10時14分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 黒川勝好